



# 浄化槽は保守点検・清掃・法定検査の 一括契約がお得です

各家庭で合併処理浄化槽を設置したときは、維持管理のため保守点検、清掃、法定検査を行うことが法律で義務付けられています。

## 浄化槽法（抜粋）

**第10条** 浄化槽管理者は、毎年1回、浄化槽の保守点検又は清掃をしなければならない。

**第11条** 浄化槽管理者は、毎年1回指定検査機関（(社)愛媛県浄化槽管理センター）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

従来は、保守点検、清掃、法定検査の3項目をそれぞれの専門業者と契約しなければなりませんでしたが、現在は一括契約もできます。（単独浄化槽は一括契約ができません）

詳細は、現在契約している保守点検業者又は下記までお問い合わせください。

問い合わせ

中予浄化槽管理協同組合  
松山市南江戸2丁目4-13 ☎923-5608

## 合併処理浄化槽 料金表（主なもの）

人槽	点検 (年3回)	清掃	検査	合計
5	23,730	21,000	5,000	49,730
7	25,510	26,250	5,000	56,760
10	28,030	42,000	5,000	75,030



人槽	前納一括契約料金		
5	点検	22,050	46,850
	清掃	19,800	
	検査	5,000	
7	点検	24,150	53,300
	清掃	24,150	
	検査	5,000	
10	点検	26,250	71,150
	清掃	39,900	
	検査	5,000	

## ●浄化槽一括契約のメリット●

- 個々で行っていた、保守点検・清掃・法定検査が同時に契約できます。
- 料金が割安になります。
- 年間の費用が明確になり、安心して浄化槽をご利用いただけます。
- 保守点検・清掃が確実に実施され、かつ年1回の法定検査で総合的な検査を行います。
- 浄化槽についてのトラブルに迅速に対応できます。

浄化槽法の一部を改正する法律が平成18年2月1日から施行されました。特に、毎年の定期検査をしていない方に対する指導監督権限が強化され、罰則も設けられました。法定検査などを必ず受けるようにしましょう。

また、浄化槽の使用を廃止したときは、保健所への届出が義務づけられました。届出を行わない場合も罰則が設けられました。